

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の利益の保護及び公務能率の維持向上を目的として、職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のための措置及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

次に掲げるものをいう。

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 職員に対する妊娠、出産又は不妊治療を受けることに関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ウ 職員に対する育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

エ 職員に対する介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(2) 職場

職員が職務に従事する場所をいい、出張先等の通常勤務する場所以外の場所その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

2 職員は、所属職場の構成員として良好な職場環境を確保するため、別に定める指針を十分認識して行動し、常に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止について積極的に意を用いるよう努めなければならない。

3 職員を管理監督する地位にある者（以下「管理監督者」という。）は、別に定める指針に従い、日常の執務を通じた指導等により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第4条 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。

- 2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施する。この場合において、特に、新たに職員となった者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに昇任した職員に、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意する。

(苦情相談窓口の設置)

第5条 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、次に掲げる課に苦情相談窓口（以下「窓口」という。）を設置するとともに、職員に対して明示するものとする。

- (1) 総務局総務部人材育成課
- (2) 消防局総務部人事課
- (3) 病院局管理課
- (4) 教育委員会事務局教育総務部教育職員課

(苦情相談への対応)

第6条 窓口では、2名以上の職員をもって苦情相談に対応するものとする。このうち少なくとも1名は、申出者の希望する性の職員とするよう努めるものとする。

- 2 窓口では苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者等に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、窓口の職員は、次条第1項の指針に十分留意しなければならない。
- 3 職員は、前条の窓口のほか、人事委員会に対しても苦情相談を行うことができる。

(苦情相談に関する指針)

第7条 窓口の職員が、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

- 2 窓口の職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(プライバシーの保護等)

第8条 窓口の職員、管理監督者等は、苦情相談の申出者及び関係者のプライバシーの保護を徹底しなければならない。

- 2 窓口の職員、管理監督者等は、苦情相談の申出、当該苦情相談に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を被らないよう配慮しなければならない。

(対応措置)

第9条 窓口の職員による事実関係の調査の結果、妊娠、出産、育児又は介護に関するハ

ラスメントの事実が確認された場合は、各任命権者は適正な範囲で当該妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを行った職員及び関係者に対して懲戒処分その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。